

# イスラム社会の保険「タカフル」

## －その概念と仕組み－

主席研究員 森田 芳樹

### 目 次

1. はじめに
2. イスラム教の基礎知識
  - (1) イスラム教
  - (2) イスラム教徒の人口
3. タカフルの概念と仕組み
  - (1) 歴史的経過
  - (2) 保険が持つイスラム法禁止要素
  - (3) 基本的仕組み
  - (4) 保険・共済との違い
4. タカフル運営の実際
  - (1) タカフル会社
  - (2) タカフル商品
  - (3) 募集・勧誘
  - (4) 再タカフル
  - (5) タカフル会社の決算書例
5. タカフル市場
  - (1) 市場規模
  - (2) 将来性と課題
  - (3) タカフル関連国際機関
6. おわりに

## 1. はじめに

タカフル (Takaful)<sup>1</sup>を、あえてひとことで言えば、イスラム教の教義に則って保険の仕組みをつかさどる相互扶助制度のことである。

世界に12億人～15億人いるとされるイスラム教徒が日常生活を含むあらゆることの規範としているイスラム法が、取引(売買)行為の上で禁止している要素である不確定要素、賭博要素および金利要素を持つ保険事業を認めず、相互扶助の仕組みによって、保険料に相当する寄付金<sup>2</sup>を集め、その基金を使って事故や死亡で困難に陥った者の金銭的損失をカバーすると共にイスラム法に従った方法で基金の投資運用も行う制度のことである。基金の運営者が保険会社の機能を担うことになる。

近代的なタカフル制度は1979年にスーダンでタカフル会社が設立されたことに始まり、未だ30年弱の歴史しかない。当初はイスラム諸国だけの閉鎖的的制度として欧米の保険業界は関心を持たなかったが、近年、欧米の従来型保険会社がタカフル運営者としてタカフル市場に参入する動きが活発になり始めている。

東京海上日動社は2001年にサウジアラビアでタカフル事業に参入後、インドネシア、シンガポール(再タカフル)、2006年にはマレーシアと相次いでタカフル市場に参入している。ドイツのアリアンツ社は2006年からインドネシアでタカフル事業を開始し、2006年10月にはドイツの再保険会社ハノーバーリーがバーレーンで再タカフル会社設立免許を取得、米国AIGも同月バーレーンにAIGタカフル社を設立しペルシャ湾岸諸国のタカフル市場に本格参入する。

イスラム諸国のタカフル市場だけでなく、欧米諸国のイスラム社会を対象としたタカフル事業も注目され始めている。西ヨーロッパには15百万人、米国には6百万人のイスラム教徒が住むといわれ、一人当たりの経済力を考慮すると市場として無視できないと見られている。さらに、タカフルはイスラム教徒以外の参加を排除するものではないため、非イスラム教徒の潜在需要も見込まれる。

本レポートでは、我々にとって一般的になじみの薄いリモートな世界であるイスラム社会の基礎知識を含めて、タカフルの背景、制度、市場の現状および今後の動向などを説明したい。

## 2. イスラム教の基礎知識

### (1) イスラム教

「イスラム」とは、神のみへの帰依を意味し、イスラム教徒のことを「ムスリム」と呼ぶが、ムスリムとは神に帰依した人という意味である。タカフルはイスラム教の教義ゆえに生まれた制度であり、本レポートを読むにあたっての予備知識としてイスラム教に関する初歩的事項を簡単に説明する。

<sup>1</sup> アラビア語の意味は相互扶助である。

<sup>2</sup> 英語では Contributions と訳される。その本来趣旨から本レポートでは「寄付金」とした。

#### a. 一神教

只一つの神しか認めない一神教で、その神は人格神であり太陽の神とか火の神とかの自然神ではない。イスラム教の唯一神を「アッラー」と言うが、アッラーとは「神」という意味であり名前を示す言葉ではない。

その神は、ユダヤ教徒とキリスト教徒が信じる神と同じであり、イスラム教徒も人類のはじまりはアダムとイブであると考えている。

偶像崇拝を厳格に排除し、神への奉仕を重んじ、信徒同士の相互扶助や連帯を重んじている。

#### b. 預言者ムハンマド

キリスト教の旧約聖書には神の言葉を授かった預言者としてノアの箱舟のノアや出エジプト記のモーゼが登場するが、イスラム教は、それらの預言者を認めているが<sup>3</sup>、神はそれらの預言者には全てを伝えたわけではなく、人類に言い残したことの全ては預言者「ムハンマド」に伝えたとしており、ムハンマドが最後にして最大の預言者であるとしている。

#### c. 教典コーラン

イスラム教の教典（聖典）「コーラン」は、神の言葉を人間が伝えたものではなく、神が預言者ムハンマドの肉体を通して人類に語った神の言葉そのものとされ、宗教上の規律に限らない社会生活の全てを律する最も重要で普遍的な行動規範となっている。

#### d. 教義

イスラム教の教義に「六信五行」がある。六信とは、イスラム教徒が信じなければならない六つのこと、すなわち「神（アッラー）」「天使」「啓典（コーラン）」「使徒」「来世」「定命」である。五行とは、イスラム教徒が行わなければならない五つのこと、すなわち「信仰告白」「礼拝」「断食」「喜捨」「巡礼」である。

#### e. イスラム法シャリーア

神の言葉そのものであるコーランおよび預言者ムハンマド自身の言行をまとめたハディース（伝承）を集成し、コーランの記述に則してイスラム教徒の宗教や実生活に関する事柄を規定したものが「シャリーア」と呼ばれる「イスラム法」である。タカフルを含むイスラム社会独特の金融制度は、すべてイスラム法に照らして適格でなければならないことが制度誕生の発端である。

---

<sup>3</sup> イスラム教ではキリストも預言者の一人であるとしている。

## (2) イスラム教徒の人口

世界の宗教別人口を正確に把握することは困難で、イスラム教徒についても各種機関の資料で推計人数が異なっている。ここでは islamicpopulation.com のウェブサイト上のデータを基に 2005 年現在の世界のイスラム人口の状況を紹介する。

イスラム教関係機関の発表数字であり幅がある中で多めの数字になる傾向は否めないが、同ウェブサイトも一般資料に基づく推計人数とイスラム関係諸団体のデータに基づいて修正した推計人数の 2 通りのデータを併記しており、2005 年のイスラム人口を前者では 15 億 6,500 万人とし後者では 17 億 5,800 万人としている。ここでは一般資料のデータで説明する。

### a. 地域別分布

図表 1 のとおりイスラム教徒の大半は中東・アジアおよびアフリカ地域に集中している。ヨーロッパのイスラム教徒の約半数はロシアである。

図表 1 イスラム教徒の地域別分布

地域	イスラム人口 (百万人)	総人口に占める イスラム人口比率 (%)
アフリカ	461.8	48.1
中東・アジア	1,043.7	26.4
ヨーロッパ	51.2	7.0
北米	6.6	2.1
中南米	1.6	0.3
オセアニア	0.4	1.1
全世界	1,565.3	23.5

### b. イスラム教徒の比率が高い国

図表 2 は総人口の大半がイスラム教徒の国、あるいは総人口の半数以上がイスラム教徒である国の一覧である。

図表 2 イスラム教徒の比率が高い国

	人口の 90%以上が イスラム教徒の 総人口 1 千万人 以上の国	人口の 50~89%が イスラム教徒の 総人口 1 千万人 以上の国	人口の 99%以上が イスラム教徒の 総人口 1 千万人 未満の国
アフリカ	アルジェリア エジプト モロッコ チュニジア マリ ニジェール セネガル	スーダン ブルキナファソ コートジボワール ナイジェリア エチオピア タンザニア	モーリタニア ソマリア

中東・アジア	イラク サウジアラビア シリア トルコ イエメン アフガニスタン バングラデシュ イラン パキスタン	ウズベキスタン インドネシア マレーシア	バーレーン クウェート オマーン モルディブ
--------	--	----------------------------	---------------------------------

### c. 欧米主要国の状況

欧米主要国における総人口に占めるイスラム教徒の比率は図表 3 のとおりであり、ロシアおよびフランスでイスラム教徒の比率が高い。ロシアには約 2,700 万人、フランス 600 万人、ドイツ 300 万人、イギリスに 150 万人のイスラム教徒が住み、米国にも 600 万人のイスラム教徒が住んでいるとされる。

図表 3 欧州主要国のイスラム教徒の対総人口比率

	対総人口比率 (%)		対総人口比率 (%)
ロシア	19.0	イギリス	2.5
フランス	10.0	イタリア	2.4
オランダ	5.4	米国	2.1
ドイツ	3.7	カナダ	2.0

### d. 東南アジアの状況

図表 4 は中東、西アジア、中央アジアを除く東南アジア・東アジアでイスラム教徒の比率が高い国で、インドネシアが 88%と最も高く、ブルネイ、マレーシアも総人口の半数以上がイスラム教徒である。イスラム人口は、インドネシアが約 1 億 9,500 万人、中国 3,900 万人、マレーシア 1,500 万人、フィリピン 600 万人、タイ 600 万人と続く。なおこの資料では日本のイスラム人口は約 18 万人となっている。

図表 4 東南アジア各国のイスラム教徒の対総人口比率

	対総人口比率 (%)		対総人口比率 (%)
インドネシア	88.0	フィリピン	7.0
ブルネイ	67.0	ミャンマー	4.0
マレーシア	59.0	カンボジア	4.0
シンガポール	15.0	中国	3.0
タイ	9.1	(日本)	(0.1)

## 3. タカフルの概念と仕組み

全てのイスラム法学者が、タカフルはイスラム法に対して適法で問題ないと認めているわけではない。その概念あるいは運営方法に異議を唱えるイスラム法学者もある。例

例えば、人の死は神の定めによるものであり神がなせる行いを事業の対象とすること自体がイスラム教義に反すると唱えるイスラム法学者もある。

タカフルの運営方法には複数の方式があり、国あるいは個々のタカフルによって採用する運営方法は異なる。また、イスラム法への適法性の解釈で厳格な姿勢をとる国と比較的柔軟な姿勢をとる国があり、実務面において微妙に異なり、同じ基本方式をとるタカフルでも全てが統一的運営をしているわけではない。

以下は、代表的な考え方、手法について説明するものであり、必ずしも全てのイスラム法学者の共通理解に基づくものではないことを断った上で説明する。

## **(1) 歴史的経過**

### **a. 近代的タカフルの始まり**

相互扶助の仕組み自体はイスラム社会で 1,400 年以上前から行われていたが、近代的なタカフル制度は 1979 年にスーダンに The Islamic Insurance Company of Sudan というタカフル会社が設立されたのが始まりで、同年にサウジアラビアにも Islamic Insurance Company of Saudi Arabia が設立された。

### **b. マレーシアでのタカフル法成立**

マレーシアでは金融当局のマレーシア中央銀行がタカフルの法規制面での整備をいち早く推進し、1984 年 12 月 31 日付けで 1984 年タカフル法 (Takaful Act 1984) が成立し、マレーシアは規模および制度面において世界のタカフル市場の主導的役割を果たし現在に至っている。多くの国ではタカフルに関する国家的な法整備が未だ出来ていないのが現状である。

### **c. タカフル概念の確立**

1985 年に、イスラム法の解釈や適法性判断に関して権威ある国際的研究組織 Fiqh Academy<sup>4</sup>が「従来型の保険事業はイスラム法で禁止されている要素を含むため受け入れられない。慈善性の寄付を基に、相互扶助の原則により、イスラム法を遵守した方法での保険の仕組みは受け入れられる」との判断を示したことが各国でのタカフル発展の礎になった。

### **d. 中東・アジア中心に発展**

中東地域では、サウジアラビアに続いて、バーレーン、イラン、カタール、エジプト、UAE、クウェート等においてもタカフル事業が開始された。東南アジアでは、1984 年 11 月にマレーシアでタカフルマレーシア社が設立され(業務開始は 1985 年 7 月)、1993 年にブルネイ、1995 年にインドネシア、シンガポールでタカフル事業が始まっ

---

<sup>4</sup> Fiqh とはイスラム法の知識という意味。

た。意外にも 1983 年にはスイスとベルギーでもタカフル事業が始まっており、米国では 1996 年にタカフル USA マネジメントサービスが設立されている。

#### e. 欧米保険会社のタカフル参入

21 世紀に入り、イスラム諸国がタカフル市場への外国資本参入に門戸を開き始めたことおよび原油価格上昇によって巨大化するイスラム金融資産を目指して欧米の金融機関がイスラム金融市場への進出を始める中、欧米の保険会社および再保険会社のタカフル事業への参入が増え始めている。

## (2) 保険が持つイスラム法禁止要素

イスラム法は、苦境に遭遇した信者を他の信者が救済することはイスラム教徒の義務としており、保険の趣旨、目的はそれに矛盾するものではない。ただ、保険はイスラム法が取引行為において禁止している次の 3 要素を含んでおり、それを商取引（売買）の対象とする保険事業は認められないとしている。

#### a. ガラル要素（不確定要素）

ガラル（Gharar）とは英語で **Uncertainty** あるいは **Unknown** と訳される不確定要素の意味で、イスラム法では結果が不確かなあるいは不明な取引は認められず、財やサービスの取引は契約当事者の双方がその価値（価格）を明確に認識できるものでなければならないとしている。

保険は契約時点では、保険期間中に保険金の支払いを受けることになるかどうかは不確定であり、事故に遭遇した場合に支払われる金額は不明であり、事故が起こる時期も不明である。このような不確定要素を持った契約（商品）を対象とした取引（売買）を行う保険事業はイスラム法に反するとしている。

#### b. マイシール要素（賭博性要素）

マイシール（Maisir）とは英語で **Gambling** と訳される賭博性要素の意味で、マイシールはガラル要素から派生しているもので、イスラム法は賭博や投機要素を禁止している。

保険事業では、保険契約者は万一の場合に多額の保険金を受けることの期待を持って小額の保険料を支払い、事故があれば契約者は支払った保険料以上の保険金を受け取り、事故がなければ支払った保険料を失うことになる。保険会社は保険料収入以上の保険金支払いが発生すれば損失を被ることになる。これらの要素を含む契約を対象として商取引を行う保険事業をイスラム法は禁止している。

さらに、保険会社は保険料の運用において投機性金融商品も対象にしている。

### c. リバー要素（金利要素）

リバー（Riba）とは英語で Interest と訳される金利要素の意味で、イスラム法は事業活動によって利益を得ることは問題ないが、不労所得である金利は禁止している。

保険事業者は、資産運用において貸付、預金あるいは債券購入等によって金利を得ているし、金利収入を源泉として契約者に分配する保険商品もある。これら金利を伴う保険事業はイスラム法で禁止される。

## (3) 基本的仕組み

### a. 仕組みの概念

タカフルで重要なことは、相互扶助の概念で運営される制度であり、タカフル参加者（契約者）が支払うのは保険商品購入の対価たる保険料ではなく、事故に遭遇した人を経済的に救うために使われる基金への寄付金であり、献金であり、本来見返りを求める意図のものではなく相互扶助の目的を果たした上で基金に余剰が出る場合は参加者に還元される、というのが仕組み全体の概念である。

別の言い方をすれば、販売者たる保険会社と購入者たる契約者が、イスラム法の禁止要素を含んだ保険という商品の売買を行う構図は禁止されるが、参加者が寄付金を抛出し平等の立場で参加者同士の相互扶助の仕組みを運営することは、その運営方法においてイスラム法が禁ずる方法をとらないことを条件に、受け入れられるということである。

### b. 仕組みの基本

相互扶助の本来的な考え方は、参加者で運営し、剰余金が出た場合は参加者で分配し、損が出た場合は参加者とその損を被るということである。本来的な概念に従い、参加者以外の運営者を介入させず参加者の代表者で運営するあるいは国家機関等の非営利機関が運営するという方法もあるが<sup>5</sup>、大規模かつ本格的なタカフルの運営には専門的なノウハウと十分なスタッフが必要であり、それらを備えた専門的な運営者が必要となる。専門的に基金運営を行う役目を担うのがタカフル会社であり、タカフル会社は基金のマネジメント業務を提供することで利益を得る営利事業者である。

タカフル会社は、営業、損害調査、補償金支払業務、基金運用等の基金運営全般を行い、表面的には保険会社と同じ機能を果たしている。但し、あくまでも基金の運営者であって基金の所有者は参加者であり、タカフル会社自身の勘定と基金の勘定は明確に区分される。

### c. 運営の基本方式

参加者とタカフル会社との費用および利益の分担方法の違いにより、基本的に次の

---

<sup>5</sup> スーダンではこの方法が行われている。



3種類のタカフル運営方法があり、国あるいは個々のタカフル会社によって異なる。

#### (a) 純ムダーラバ方式

ムダーラバ (mudharabah) とは利益分配 (profit sharing) を意味し、イスラム法に従った金融取引の基本的な契約形態で、出資者が事業家に資本を提供し、事業家はその商才や手腕を提供して事業を行い、事業に伴う利益は当事者間で事前に契約された比率によって出資者と事業家に配分され、損失が出た場合は出資者が元本の損失を被るという方式である。出資者は事業運営に口を出す権利はなく、事業家は出資金の元本保証や利益確保の義務を負わない。事業家は利益配分以外の報酬を受け取ることはない。

タカフルにおいては、事業家がタカフル会社であり、出資者の立場にあたるのがタカフル参加者 (保険における保険契約者) である。タカフル参加者は、タカフル会社と参加者との利益配分割合 (例えば 5:5 とか 6:4 とかの割合) を事前に定めた契約 (利益配分割合が明示された保険契約) を締結することになる。基金運営で損失が出た場合はタカフル参加者のみが損失を被ることになる。タカフル会社は予め定めた比率に基づき計算された利益配分以外の報酬を受け取ることはない。

再タカフル費用 (再保険料)、タカフル支払金 (保険金) および法的費用など基金の直接的経費は基金の中から支払われ、運営者の人件費、募集費用、営業推進費用等はタカフル会社の収入の中で賄われる。(一部のタカフルでは営業費や募集手数料を基金から支払っている場合もある。)

#### (b) 純ワカーラ方式

ワカーラ (wakala) とは代理人 (agency) を意味する。ワカーラ方式では、タカフル会社はタカフル参加者の代理人としてタカフル基金の運営を行い、寄付金額に事前に定めた比率をかけた、代理人費用 (Wakala Fees) を受け取る。運営によって生じた剰余金、利益は全額タカフル参加者に帰属し、損失も参加者の損失となる。参加者が事前に合意している代理人費用の比率を途中で変更することはできない。

代理人費用に加えて、基金のより効率的運営を目指して、タカフル会社への動機付けとして基金の剰余金部分についても事前に定めた比率でタカフル会社が受け取る方法もあり、これをインセンティブ費用 (incentive fee) と呼んでいる。

インセンティブ費用はワカーラ方式の原則を逸脱しているとする異論もあり、ワカーラ方式のタカフル会社全てがこの方法を採用しているわけではない。

再タカフル費用、タカフル支払金および法的費用など基金の直接的経費は基金の中から支払われるが、人件費、募集費用、営業推進費用等はタカフル会社の収入の中で賄われる。

### (c) ムダーラバ方式とワカーラ方式の混合方式

この方式は、契約引受業務（underwriting）は代理人費用のワカーラ方式で行い、投資業務（investment）は、固定費用ではなく利益配分のみを受け取るムダーラバ方式で行う、混合方法である。

イスラム金融機関会計・監査機構<sup>6</sup>はこの混合方式を推奨している。

### (d) 損失時の実務対応

基金に損失が出た場合は参加者の負担で、運営者はその責任を負わないのがタカフルの仕組みである。しかし、前記いずれの方式においても実務上は、タカフル会社が基金へ自己資金から無利息の貸付を行うことで損失部分をカバーし、以降の年度に基金の剰余金から回収する方法がとられ、参加者が直接的に損失を被るのを回避することが一般的である。タカフル開始直後は損失発生の可能性が高く、タカフル会社の重要な機能のひとつでもある。

## (4) 保険・共済との違い

### a. 保険とタカフルとの違い

保険とタカフルとの、経営上の主な違いをまとめると次のような点があげられる。

	保 険	タカフル
利益の帰属	保険会社（株主）に帰属	参加者に帰属 方式によっては運営者へも配分
利益配分方法	結果によって保険会社経営者が決定（株主の承認が必要）	どういう割合で還元、配分するかを契約時点で事前に明示
損失の帰属	経営の損失は保険会社（株主）に帰属	運営の損失は参加者に帰属 実際は損失部分を運営者が無利子で貸し付ける方法が一般的
契約の形態	保険会社が保険商品を販売し契約者が購入するという売買契約	基金への寄付金拠出の契約
利害関係	契約者と保険会社の利害は異なる	参加者と運営者の利害一致
投資	投資は保険会社の判断によって行われ契約者は関与しない	どのように投資し利益配分するか の参加者事前合意を得る（契約時に明示）
投資方法	制限を受けずに投資できるため、利子や投機性を伴う投資も可能	イスラム法に従った投資に限定され、利子やイスラム法が禁止する事業への投資は出来ない
剰余金	解散時に剰余金は株主に帰属する	解散時に剰余金は参加者に返還される（但し多くの場合それを慈善寄付する意向を持つ人が多い）
監査	国際的および国内の法基準、会計基準に従った監査	左記に加え、イスラム法諮問委員会によるイスラム法への適法性監査

<sup>6</sup> 後記 5(3)d.を参照。

## b. 共済とタカフルとの違い

保険とタカフルとの違いはそれなりに明確であるが、従来型の共済制度とタカフルとは、仕組み自体は類似しており共済制度のひとつと考えることもできるが、共済制度にも様々な運営方法があるため画一的比較は難しい。

従来型共済制度とタカフルとの決定的な違いについて **Fiqh Academy** は、タカフルは次の3要素を必ず備えていなければならないとしている。

- ・ 恒久的組織としてイスラム法諮問委員会の設置  
(イスラム法への適法性を常に検証しアドバイスする機関を常設する。)
- ・ イスラム法に則った投資  
(イスラム法が禁止する投資を行ってはいけない。)
- ・ 契約はイスラム法に則ったムダーラバ方式またはワカーラ方式、あるいはイスラム法諮問委員会が認めた方法  
(費用負担あるいは利益配分の方法と割合を参加者と運営者が事前に合意する契約方式でなければならない)

## 4. タカフル運営の実際

### (1) タカフル会社

#### a. タカフル専業と保険兼業

タカフル会社とは、本来はタカフル運営のみを専門的に行う会社のことであり、保険会社が保険業務と運営を区分しながらタカフル運営も兼営している場合はタカフルウィンドウ (Takaful Window) と呼んでいる。タカフルウィンドウと区別するためにタカフル専門会社のことをフルタカフル (Full Takaful) と呼ぶこともある。

#### b. タカフル会社の業務

タカフル会社における保険の仕組み部分の運営は保険会社と同様であり詳細は省くが、タカフル会社の業務には主に次のようなことがあげられる。

- ・ 新参加者の募集・勧誘 (タカフルは売買行為ではないため、販売ではなく参加者の募集・勧誘という表現になる)
- ・ タカフル概念の社会への普及、浸透
- ・ 参加者名簿の管理 (基金の剰余金配分等の基礎資料の意味もある)
- ・ イスラム法に対して適法な基金の投資運用
- ・ 参加者ニーズに応えるタカフル商品の開発
- ・ 数理的、統計的手法による公平で平等な寄付金額 (料率) の決定
- ・ 事故発生時の調査、支払い

- ・ 参加者基金および運営会社の財務諸表作成
- ・ 数理的、統計的手法による透明性のある剰余金算定
- ・ 参加者への剰余金の還付（通常は継続契約時に更新契約の寄付金額から前契約の剰余金還付額を差し引く方法がとられる。更新されない場合は直接の還付手続きがとられる）

### c. イスラム法諮問委員会の設置

タカフル会社は、当該国の会社法や会計ルールに従った監査機能を持たねばならないことに加え、イスラム法学者によって構成されるイスラム法諮問委員会を組織内に設置しなければならない。同委員会は運営の全てについて、イスラム法に対して適法であるかどうかを検証しアドバイスを行い、監査する機能を有している。

## (2) タカフル商品

### a. 分野区分

生命保険に相当するタカフルは家族タカフル（Family Takaful）と呼ばれ、損害保険に相当するものは一般タカフル（General Takaful）と呼ばれる。

### b. 種類

タカフル会社は保険会社と競争関係<sup>7</sup>にあるため、種類と補償内容は保険とほぼ同様に付帯サービス等も類似している。以下に、タカフルマレーシア社とバーレーンのタカフルインターナショナル社のウェブサイト上で案内されている商品の例を紹介する（同種と思われる日本の保険種目名で表示）。

#### (a) タカフルマレーシア社（Syarikat Takaful Malaysia Berhad）

一般タカフル	
火災タカフル	普通火災と特約危険・休業補償・住宅総合 オールリスク・設備総合・コンピュータ総合・ガラス
自動車タカフル	自動車・モーターバイク
傷害タカフル	個人傷害・団体傷害・学生傷害・巡礼者団体
賠償責任タカフル	労災賠償・労災補償・一般賠償・建設工事・信用保証
エンジニアリングタカフル	機械・機械利益・ボイラー・組立・貯蔵タンク
海上	運送貨物・海上貨物・航空貨物
家族タカフル	個人・団体・年金・教育

#### (b) タカフルインターナショナル社（Takaful International Co. BSC.）

一般タカフル
--------

<sup>7</sup> 宗教への厳格さにより異なるが、イスラム教徒も保険会社の商品を選択する。

火災タカフル	普通火災と特約危険・住宅総合・オールリスク・休業補償
自動車タカフル	第三者賠償・盗難火災・自動車総合 (緊急支援サービス・代車サービス等もあり)
新種・傷害タカフル	盗難・銀行家包括保証 (BBB)・現金動総・信用保証 個人傷害・旅行傷害
賠償責任タカフル	一般賠償・労災賠償・労災補償・役員賠償 (D&O)
エンジニアリングタカフル	建設工事・建設機械動総・組立・電気設備・冷蔵貯蔵品
<b>家族タカフル</b>	家族プラン・積立プラン・教育プラン・グループ・ グループ医療費プラン・旅行・国外治療費用

### (3) 募集・勧誘

募集・勧誘方法には、社員直扱、代理店、ブローカーがあるが、一般的には社員直扱のウェイトが高いとされる。代理店手数料はタカフル会社の運営費から支払われるが、ブローカーの手数料は参加者がブローカーに支払うことになる。インターネットを利用した募集も行われ、金融機関を通じた窓口募集（窓口販売）もバンクタカフル（Banctakaful）と呼ばれ行われている。

タカフル先進国のマレーシアの場合は、2005年12月現在、5社のタカフル会社があり、家族タカフル代理店が11,781、一般タカフル代理店が2,278、タカフルブローカーが25登録されている。マレーシアにおける2005年度のタカフル市場の募集チャネル別シェアは、社員直扱44.3%、バンクタカフル20.4%、代理店19.3%、ブローカー14.2%、その他1.8%であった。タカフルマレーシア社のように社員直扱のみで運営する会社もあり社員直扱の比率が一番高いが、募集コストを引き下げるために直扱比率は低下傾向にある。

### (4) 再タカフル

#### a. 再タカフル会社

再保険に相当する業務を再タカフル（Retakaful）と言い、専門的に行う会社を再タカフル会社と呼ぶ。

再タカフルの運営はタカフル運営（元受運営）と同様で、再タカフル会社は各タカフル基金から拠出された再タカフル基金を運営し、再タカフル会社への費用配分あるいは剰余金・利益配分後の剰余金は各タカフル基金に還元される。損失が出た場合は再タカフル会社が再タカフル基金に無利息の貸付を行う方法がとられる。基金の投資はイスラム法に則った方法で行われる。

従来型の再保険会社が再タカフル基金を運営する方法もあり、その場合は再タカフル基金の運営は一般の再保険と分離して管理され、イスラム法諮問委員会も設置しタカフルルールに従って運営される<sup>8</sup>。

<sup>8</sup> 2006年10月にバーレーンで再タカフル会社設立免許を取得したドイツのハノーバーリーは、以前からタカフルルールに従った再タカフルプールを運営しておりイスラム法諮問委員会も設置している。

## b. 再保険会社との取引

再タカフル会社の数、引受能力が未だ十分ではないため、再タカフル市場の引受能力が十分確保されるまでの間は、従来型の再保険会社に出再することが暫定手段として認められている。このことが、本来的な再タカフル市場の育成が進まない要因になっているとの問題指摘もある。

## c. 再保険の方法

特約方式（特約再保険）、任意方式（任意再保険）いずれも可能である。

タカフルの概念からは、危険負担割合が事前に決められている比例再保険が望ましいとされるが、超過損害額方式も行われている。

## (5) タカフル会社の決算書例

タカフル会社の決算は、当然ながら所在国の会社法、会計規則等に従って行われるため決算書の形式は国により異なるが、いずれの形式においても、貸借対照表および損益計算書において、タカフル参加者（Participants）に帰属するタカフル基金の勘定とタカフル会社の株主（Shareholders）に帰属するタカフル会社自体の勘定とを明確に区分しなければならない。

ここでは具体例として、タカフルマレーシア社の 2005 年 6 月末英文決算報告書を取り上げて見る。同社はムダーラバ方式（利益配分方式）で運営されている。

（費目の日本語訳は、あくまでも参考に付記するもので必ずしも対訳ではない点と、会計用語として適正ではない可能性を了解願いたい。マレーシアリングットは RM で表示し、RM1 は約 32 円）。

### a. 決算報告書の構成

タカフルマレーシア社自体の財務状況を表す貸借対照表（Balance Sheet）および損益計算書（Income Statement）があり、続いてタカフル基金の財務状況を示す貸借対照表および収益計算書（Revenue Account）が、家族タカフルと一般タカフルそれぞれ別個に作成されている。

タカフルマレーシア社の貸借対照表は、同社自体の資産・負債内容と基金の資産・負債の金額を併記する総合表の形式になっている。

ここでは紙面の制約もあり、タカフルマレーシア社自体および一般タカフル基金の貸借対照表と損益計算書・収益計算書を記載し、家族タカフルの貸借対照表と収益計算書は省略する。

### b. （会社）貸借対照表（Balance Sheet）

（単位：千マレーシアリングット）

<b>ASSETS</b>	<b>資産の部</b>	
Shareholders' assets ※	株主資産	288,513
Family takaful assets	家族タカフル資産	1,956,955
General takaful assets	一般タカフル資産	416,487
<b>TOTAL ASSETS</b>	<b>資産の部合計</b>	<b>2,661,955</b>
<b>LIABILITIES</b>	<b>負債の部</b>	
Shareholders' liabilities ※	株主負債	30,453
Family takaful liabilities	家族タカフル負債	53,818
General takaful liabilities	一般タカフル負債	185,444
Family takaful fund	家族タカフル基金	1,903,137
General takaful fund	一般タカフル基金	231,043
<b>TOTAL LIABILITIES</b>	<b>負債の部合計</b>	<b>2,403,895</b>
<b>SHAREHOLDERS' EQUITY</b> ※	<b>資本の部合計</b>	<b>258,060</b>
<b>TOTAL LIABILITIES AND SHAREHOLDERS' EQUITY</b>	<b>負債および資本の部合計</b>	<b>2,661,955</b>

※ 原本では内訳が記載されているがここでは省略

### c. 一般タカフル貸借対照表 (General Takaful Balance Sheet)

(単位：千マレーシアリンギット)

<b>ASSETS</b>	<b>資産の部</b>	
Property, plant, equipment	不動産・動産	42,296
Investment in subsidiaries	子会社への投資	1,970
Investment in associates	関連会社への投資	504
Investments	投資	293,647
Financing	融資	4,700
Receivables	未収金	69,332
Cash and bank balances	現金・預金	4,038
<b>TOTAL GENERAL TAKAFUL ASSETS</b>	<b>一般タカフル資産の部合計</b>	<b>416,487</b>
<b>LIABILITIES</b>	<b>負債の部</b>	
Provision for outstanding claims	支払備金※	82,623
Payables	未払金	102,821
<b>TOTAL GENERAL TAKAFUL LIABILITIES</b>	<b>一般タカフル負債の部合計</b>	<b>185,444</b>
<b>PARTICIPANTS' FUND</b>	<b>参加者基金の部</b>	
General takaful fund	一般タカフル基金	231,043
<b>TOTAL GENERAL TAKAFUL LIABILITIES AND PARTICIPANTS FUND</b>	<b>一般タカフル負債の部および参加者基金の部合計</b>	<b>416,487</b>

※支払備金には IBNR (既発生未報告損害) 備金も含まれている

d. (会社) 損益計算書 (Income Statement)

(単位：千マレーシアリンギット)

<b>Operating revenue</b>	事業収入	<b>717,379</b>
Transfer from revenue accounts	タカフル収益勘定からの振替	
Family Takaful	家族タカフル	36,861
General Takaful	一般タカフル	76,063
Investment income	投資収入	7,000
Other operating income	その他事業収入	5,435
Management expenses	運営経費	(75,738)
Other operating expenses	その他事業経費	(12,157)
<b>Profit from operations</b>	事業利益	<b>37,464</b>
Finance costs	資金調達費用	(27)
<b>Profit before zakat and taxation</b>	喜捨・税金控除前利益	<b>37,437</b>
Zakat	喜捨	(3,444)
Taxation	税金	(3,464)
<b>Profit after zakat and taxation</b>	喜捨・税引後利益	<b>30,529</b>
<b>Net profit for the year</b>	当期純利益	<b>30,529</b>

Operating revenue (事業収入) RM717.4 百万は、家族タカフルおよび一般タカフルの寄付金収入額と両基金の投資収入額 (会社自体の投資収入ではない) の合計。

家族タカフルおよび一般タカフル基金の利益部分からの会社への配分額、家族タカフルから RM36.9 百万、一般タカフルから RM76.1 百万、が会社の主たる収入となり、そこから人件費ほかの運営経費 RM75.7 百万およびその他事業経費 RM12.2 百万が賄われている。

タカフル会社自体の投資収益を含めた会社自体の事業利益は RM37.5 百万となり、税金および喜捨 (施しの意味であるが国家機関により制度的に徴収される) 控除後のタカフルマレーシア社の当期純利益は RM30.5 百万となった。当該純利益から株主への配当金が支払われる。

e. 一般タカフル収益勘定 (General Takaful Revenue Account)

(単位：千マレーシアリンギット)

<b>Gross contributions</b>	<b>総寄付金</b>	<b>264,787</b>
Retakaful	再タカフル	(69,962)
Net contributions	正味寄付金	194,825
Decrease(increase) in unearned contribution reserves	未経過寄付金準備金取崩 (繰入)	(16,634)
Earned contributions	既経過寄付金	178,191



Net claims incurred	正味発生支払金	(47,127)
Other expenses	諸費用	(922)
Underwriting surplus	引受利益	130,142
Investment income	投資収入	7,807
Other operating income	その他収入	152
Other operating expenses	その他経費	(2,327)
Total profit for the year	当年度利益	135,774
Less: Allowance for diminution in value of investment	投資評価損控除	(6,525)
<b>Profit from operation</b>	<b>事業利益</b>	<b>129,249</b>
<b>Transfer to Income Statement</b>	<b>会社損益勘定への振替</b>	<b>(76,063)</b>
<b>Participants' share of profit</b>	<b>利益の参加者分</b>	<b>53,186</b>
Profit payable to participants	参加者への利益支払	(30,600)
Profit attributable to participants for the year	当年度参加者利益部分	22,586
Profit attributable at beginning of the year	当年度期初参加者利益	46,237
As at 30 June	当期末参加者利益	68,823
Reserve for unearned takaful contribution	未経過タカフル寄付金準備金	143,205
Allowance for diminution in value of investment	投資評価損備金	19,015
<b>General Takaful Fund at the end of the year</b>	<b>当期末一般タカフル基金</b>	<b>231,043</b>

当年度、一般タカフルは RM264.8 百万の寄付金収入（保険料収入）があり、RM70.0 百万の再タカフル費用（再保険料）を支払った後の正味寄付金収入（正味保険料収入）は RM194.8 百万となる。

正味寄付金収入から未経過寄付金（未経過保険料）繰入金 RM16.6 百万を控除後の既経過寄付金（既経過保険料）RM178.2 百万から、正味発生支払金（正味発生保険金）RM47.1 百万と諸費用を控除した結果、当年度のタカフル引受利益は RM130.1 百万となった。引受利益に基金の投資収入、その他経費、投資評価損等を加減した結果、一般タカフル基金の当期事業利益は RM129.2 百万となった。

現在のタカフルマレーシア社の、一般タカフル参加者と運営者（会社）との利益配分比率は、参加者 4 : 運営者 6 であり、一般タカフル事業利益 RM129.2 百万の中から RM76.1 百万が会社への配分額としてタカフルマレーシア社の収入勘定に振り替えられ、タカフル参加者に帰属する利益は残額の RM53.2 百万となる。

当年度中に参加者へ実際に還元された金額は RM30.6 百万で、参加者利益 RM22.6 百万が繰り越しとなる。期初の参加者利益残高 RM46.23 百万に当期の繰越利益

RM22.6 百万を加算した当期末参加者利益残高は RM68.8 百万となる。これにタカフル寄付金の未経過分と投資評価損準備金を加えた結果、当期末一般タカフル基金残高は RM231.0 百万となる。

#### f. 参加者への還元率

タカフルマレーシア社は、寄付金額に対する参加者への還元比率を示す月別のムダーラバ率 (Mudharabah Rate) をウェブサイト上でも掲載しており、一般タカフルの場合、2005 年は 25.87%~26.99%の間ではほぼ右肩上がりで見られ、2006 年は 26.95%~26.99%の間ではほぼ一定している。

#### g. 会社収益の推移

タカフルマレーシア社の 2001 年~2005 年の収益は図表 5 のとおりで、タカフル基金からの利益配分による収入は毎年 20%前後増加している。

図表 5 タカフルマレーシア社業績の推移 (2001~2005 年度) (単位: RM1,000)

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度
収入 <sup>(注)</sup>	53,563	64,097	77,772	91,995	112,924
税・喜捨控除前利益	6,735	14,103	18,364	21,140	37,437
純利益	3,696	6,692	18,354	23,012	30,529

(注) 家族タカフル基金・一般タカフル基金からの利益配分額

## 5. タカフル市場

### (1) 市場規模

現状、世界のタカフル市場規模に関する正確なデータは無く、各種機関や報道の発表はいずれも推定としており発表数字にも差がある。理由は、タカフル市場が発展途上の段階で小規模あるいは事業開始したばかりのタカフル会社も多いこと、タカフルに関する法規制および監督体制が未整備で明確なデータ収集が行われていない国があること、さらにそれらを国際的に集約する機関も現時点では無いためである。(国際機関設立の動きはあり、その目的のひとつに統計資料作成があげられている。)

図表 6 は、2006 年中に世界のタカフル市場規模に関してふれたコメントの具体例である。イスラム教徒の人口伸び率や経済成長率等を推定して算出する将来見込みは相当な差があるが、現在のタカフル市場の規模 (家族タカフル・一般タカフル合計の寄付金額) は概ね 20 億ドル前後と思われる。これは、生命保険および損害保険を合計した世界の保険市場の 0.05~0.06%程度にあたり、仮に、中東、アフリカおよび日本を除いたアジア地域の保険市場規模と比較した場合には 0.6~0.7%程度に相当する<sup>9</sup>。

<sup>9</sup> Swiss Re “sigma” N0.5/2006 World insurance in 2005 掲載データから推計。

**図表 6 タカフル市場規模についてのコメント例**

発表機関	現在の推定市場規模	2015年の見込み
国際的格付機関	20億ドル	74億ドル
本邦新聞記事	20億ドル	150億ドル
バーレーン通貨当局	21億ドル	110億ドル
本邦保険会社	1,400～1,700億円	8,000億円
アジア地域保険情報誌	30億ドル	(コメントなし)

地域別の割合は発表資料によって異なるが、アラブ諸国がタカフル全体の65%前後を占め、アジア地域が35%前後、欧米その他が1~2%前後とするもの、あるいは別の発表では、中東アフリカ地域が36%、アジア地域（イランを含む）が56%およびその他地域とするコメントもある。

## (2) 将来性と課題

### a. 将来性

前項にて説明のとおり、タカフル市場の将来予想の具体的数値にはかなりのばらつきがあるが、いずれの機関も次のような要素をタカフル市場の高い成長性予測の根拠としている。

- ・ イスラム教徒人口の高い増加率
- ・ 現在は比較的低い水準にあるイスラム諸国の一人当たり GDP 上昇にともなう需要増
- ・ イスラム金融市場発展にともなう資産保全策の需要増加
- ・ タカフルの社会的認知度の高まりにより保険からタカフルへの切り替えおよび非イスラム教徒のタカフル利用

### b. 課題

タカフル市場が拡大するために解決すべき課題には次のようなことがあげられ、これら課題の解決が将来性と密接にリンクしている。

#### (a) スタッフ不足

イスラム社会では伝統的に職業としての保険業への関心が薄く、アクチュアリー、保険会計、資産運用等の専門知識、経験を持つ人材に限られる中、保険知識とタカフル概念の知識を兼ね備えた人材はさらに限られている。

#### (b) 消費者の認知不足

多くのイスラム諸国は欧米諸国に比べ保険自体の認識が低い。加えてタカフル制

度自体を知らないあるいはその理解が不十分な消費者が多い。家族タカフルに関してはイスラム法への適法性自体に懐疑的な傾向の消費者もいる。

#### **(c) 法整備の遅れ**

マレーシアを除き、大半の国で市場発展の基盤となるタカフル関連の法律が未整備で、運営基準、監督体制などの基盤整備が遅れている。

#### **(d) 募集網の未整備**

拡大するタカフル需要に応えるあるいは潜在需要を掘り起こすための体制、特に募集網が人材面および効率面の点で不十分で、潜在需要に応えきれていない。

#### **(e) 再タカフル会社不足**

個々のタカフルは比較的規模が小さく引受能力が小さい。一方、再タカフル引受会社は世界で約 13 社と少なく、タカフル市場拡大には再タカフル市場の育成が必要。因みに、2005 年度マレーシアにおける再タカフルの 83%は従来型再保険市場で引き受けられ、再タカフルでの引受は 17%にとどまっている。

#### **(f) 限られた投資手段**

イスラム金融市場は発展段階で、イスラム法に則った投資の選択余地が限られるため<sup>10</sup>、保険会社に比べ投資効率が見劣りする。このことは、特に投資要素のウェイトが高い家族タカフルにおいて、保険会社との競争力にも影響する。

#### **(g) 国際化の遅れ**

一部の大手タカフルを除き国際化が遅れている。イスラム法に対する適用上の厳格さの違いもあって国によって運営方法が異なり、タカフルの国際的な基準作りおよび国際的な研究・教育機関も立ち遅れている。

### **(3) タカフル関連国際機関**

タカフルあるいはタカフルを含めたイスラム金融全体についての主な国際的な機関、団体には次のようなものがある（英文のウェブサイトが確認できたもの）。

#### **a. イスラム金融サービス委員会**

##### **(a) 設立**

2002 年 11 月に設立され、2003 年 3 月 10 日から業務を開始したイスラム金融サ

---

<sup>10</sup> 利子を生む投資は出来ないため、機器リース等のフィー収入、不動産事業やベンチャーキャピタルファンドへの出資による利益配分収入など。

ービス委員会（The Islamic Financial Services Board：以下「IFSB」）は、マレーシアの首都クアラルンプールに本部を置き、銀行、資本市場、保険を含む広範囲なイスラム金融制度の健全性と安定性を確保するための国際的な規制監督基準を作るべく設立された国際機関である。

## (b) 会員

投票権のある正会員、投票権のない準会員およびオブザーバー会員で構成され、2006年11月現在、26の各国金融規制監督機関および世界銀行など国際機関と、17カ国68の金融機関の合計94機関が会員になっている。調査時点では日本の関係機関・企業は会員になっていない。会員の基準と会員数は次のとおりである。

正会員：法律、規定あるいは確立した制度でイスラム金融を認知している国の金融監督の責任当局、あるいはイスラム金融市場発展に任務を持つ国際的組織。現在は、イスラム諸国の中央銀行、金融監督当局など16機関。

準会員：国際的あるいは当該国の通貨および金融制度の基準策定あるいは発展に関与するすべての中央銀行、通貨当局、金融規制監督機関あるいは国際機関。現在は、IMF、国際決済銀行、世界銀行、中国人民銀行、フィリピン中央銀行など9機関。

オブザーバー会員：次のいずれかに該当するすべての機関。

- ・ 国家、地域あるいは国際的な専門家あるいは業界団体。
  - ・ イスラム金融サービス提供機関。
  - ・ 上記イスラム金融サービス提供機関に専門的業務を提供する企業、組織。  
（例：会計事務所、法律事務所、格付け機関、教育研修機関）
- 現在は、アジア開発銀行を含む17カ国の69機関・企業。

## b. 国際タカフル協会

バーレーンの通貨当局が主体となって世界23カ国で60以上<sup>11</sup>あるタカフルの国際的組織として国際タカフル協会（International Takaful Association：以下「ITA」）を作る動きがある。

世界のタカフル業界の組織化によって、タカフル業界と消費者双方の健全な発展に寄与することを目的とし、規制、運営方法あるいは行動規範などの国際的標準化を図るとともに、統計データの作成、人材育成、商品開発あるいは再タカフル体制の充実など全ての分野での協力体制の構築を目指している。メンバーにはタカフル企業以外

<sup>11</sup> タカフルの新設が相次ぎ、既に80以上あるとする発表資料もある。

の国際機関および従来型保険会社の参加も想定している。

第一回の準備委員会会合は、7カ国15のイスラム銀行およびタカフル企業によって開催されているが、2006年11月現在ウェブサイト上でITAの正式稼働は確認できていない。

### c. 国際協同組合保険連合

国際協同組合保険連合（International Cooperative and Mutual Insurance Federation：以下「ICMIF」）は1922年に設立された協同組合保険（共済保険）の国際連合で70カ国142機関が加盟し、イギリスに本部を置いている。日本からも共栄火災、JA共済連、全労災ほか主要な共済が加盟している。

ICMIFは2002年10月の理事会でタカフルの理念は協同組合保険の理念と合致すると認めタカフルの発展を積極的に支援することを決議した。経営理念および加入者の権利等を個別に審査した上でタカフル会社の加盟を認めており、現在各国の主要なタカフル会社が加盟している。

ICMIFのウェブサイトにはタカフルに関する専用サイトがあり、タカフル関連の情報、研究等が多数掲載され充実した内容になっている。

### d. イスラム金融機関会計・監査機構

イスラム金融機関会計・監査機構は（Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institutions：略称「AAOIFI」）は、1990年2月にイスラム金融機関によってその設立が決定され、1991年3月に本部がバーレーンに設置されたイスラム金融機関独自の会計、監査、企業統治、倫理、イスラム法解釈基準などを検討する非営利の自主組織である。

2005年9月現在、4カ国の金融当局のほか、銀行を中心にタカフル会社、リース会社、会計事務所等92の機関が加盟している。タカフル運営に関する基準案も発表している。

### e. アジア・タカフル・グループ

アジア・タカフル・グループ（Asian Takaful Group：略称「ATG」）は、1995年10月にアセアン地域のタカフル会社によって設立された非公式団体で、2006年10月現在、マレーシア8社、ブルネイ3社、インドネシア6社、スリランカ、サウジアラビア、チュニジア、カタール、UAE各1社の合計22社のタカフル会社および再タカフル会社が加盟している。

Asia Insurance Review誌の2006年12月4日付eメールニュースによると、ATGは名称をGlobal Takaful Group、略称「GTG」に変更し、Tokio Marine Retakaful社（シンガポール）が23番目の加盟会社になったとのことである。

## 6. おわりに

「イスラム教は利子を禁じている」というだけの予備知識しか持たなかった筆者は、タカフルが、イスラム教が禁ずる要素を排除して保険と同様の機能を果たす制度であることを知り、どのような画期的制度であるのかの関心から本テーマに取り組んだ。

個人的関心の結果だけいえば、その機能面での仕組みは共済制度と比較して特に目新しいものではないように思われた。現に、国際協同組合保険連合はタカフルを共済制度の一形態と認識し、タカフル会社も同連合に加盟している。

その概念についても、保険事業が持つイスラム法の禁止要素は理解できるが、タカフルが実態面でそれら禁止要素を完全に排除した制度であるかについては十分に理解できないまま本レポートを書き終えたというのが正直な感想である。

イスラム法禁止要素の不確定性および賭博性について言えば、保険あるいは共済はその対象が何百分の一、何千分の一の確立でしか発生しない不確定で偶然な事象であるからこそ成り立つ制度であり、確定的で必然的であれば保険も共済もそしてタカフルも成り立たない。偶然の事態に備える仕組みから不確定性あるいは賭博性（表現は不適切と思うが）の要素を概念的に排除するのは無理があるように思う。それら不確定要素を、数理的、統計的手法によって合理的、安定的に運営しようとしているのが保険業界であると思う。

イスラム教は取引における公明性（openness）、透明性（transparency）および公平性（fair dealings）を重視しているが、保険会社も法的、社会的要請に従い保険情報の提供や経営情報の公開を行う中で、これらの要素も相当程度満たしていると思う。

これら筆者の感想は、保険とタカフルの表面的な類似性に着目したものであり、タカフル関係者から見れば、重要なことは表面的な機能や結果の比較ではなく、禁止要素を含む保険という商品を売買の対象とするか、あるいは本来的には見返りを求めない寄付金による相互扶助であるか、という仕組みの原点にある概念が全く異なるという事であると思う。概念上の相違点と実務上の類似点との落差になお納得感を持ってないが、その落差を埋めるにはさらなる宗教上の理念、哲学の習得が必要かと思う。

異なる視点から見れば、概念を尊重し実務上で一定のルールを遵守すれば、タカフルは技術的に困難な制度ではなく、保険業界のノウハウを十分生かすことができるということである。むしろタカフル市場は保険業界の専門的ノウハウを必要としている。タカフル会社は運営方法がイスラム法に反しない限り利益追求もできる。それらゆえに、欧米の保険会社がタカフル市場に相次いで乗り出し始めているのである。

積極参入しない場合でも、タカフルは保険と同様の保障やサービスを提供しており、間違いなく保険市場での競合業種であるということである。

このレポートが、近い将来に保険業界が看過できない規模となる可能性をもつタカフルへの関心のきっかけになれば幸いである。

### <参考資料>

- ・糠谷 英輝「アジア諸国が急接近膨張イスラム金融の凄さ」週刊エコノミスト(毎日新聞社、2006.10.31)
- ・武藤 幸治「イスラムと保険」ITI 季報 Spring2002/No.47 (財国際貿易投資研究所)
- ・「生命保険経営第 74 巻第 3 号—海外ニュース」(生命保険経営学会、2006.5)
- ・Bank Negara Malaysia, “Takaful Annual Report 2005” (2006.4)
- ・Business Insurance, “Converium plan for retakaful continues trend” (2006.10.16)
- ・Insurance Day, “Europe may be takaful’s next frontier” (2006.10.11)
- ・Middle East Insurance Review (2006.9)
- ・Swiss Re, “sigma N0.5/2006 World insurance in 2005”
- ・Takaful Malaysia, “Annual Report 2005” (2005.9)

### <参考サイト>

- ・金岡新世界史講義録ウェブサイト『イスラム教の特徴』<http://www.geocities.jp/timeway/kougi-44.html>
- ・東京海上日動(株)ウェブサイト <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp>
- ・(社)日本イスラム協会ウェブサイト <http://islamcenter.or.jp/Islamtowa.htm>
- ・日本経済新聞ウェブサイト <http://www.nikkei.co.jp/news/kaigai/20061003AT2M0200Y02102006.html>
- ・日本再共済連ウェブサイト <http://www.saikyosairen.or.jp/topics/index.html>
- ・フリー百科事典「ウィキペディア」ウェブサイト <http://ja.wikipedia.org/wiki/>
- ・(株)ミレアホールディングスウェブサイト <http://www.millea.co.jp/newsrelease/news/20021201.html>
- ・Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institutions ウェブサイト  
<http://www.asiantakafulgroup.com>
- ・Asia Insurance Review ウェブサイト <http://www.asiainsurancereview.com>
- ・Asian Takaful Group ウェブサイト <http://www.asiantakafulgroup.com>
- ・Bahrain Monetary Agency ウェブサイト <http://www.cbb.gov.bh>
- ・Bank AlJazira Takaful Ta’awuni ウェブサイト <http://www.takaful.com.sa>
- ・Bank Negara Malaysia ウェブサイト <http://www.bnm.gov.my>
- ・Institute of Islamic Banking and Insurance, London ウェブサイト <http://islamic-finance.net>
- ・International Association of Insurance Supervisors ウェブサイト  
[http://www.iaisweb.org/061004\\_IFSB-IAIS\\_Takaful\\_Issues\\_Paper\\_Final\\_August\\_2006\\_.pdf](http://www.iaisweb.org/061004_IFSB-IAIS_Takaful_Issues_Paper_Final_August_2006_.pdf)
- ・International Cooperative and Mutual Insurance Federation ウェブサイト  
<http://www.albalagh.net/qa/ifa.shtml>
- ・Islami Bank Bangladesh Limited ウェブサイト <http://www.islamibankbd.com>
- ・Islamic Financial Services Board ウェブサイト <http://www.ifsb.org>
- ・Islamic Fiqh Academy ウェブサイト <http://www.albalagh.net/qa/ifa.shtml>
- ・Middle East Insurance Review ウェブサイト <http://www.meinsurancereview.com>
- ・Muslim Population Worldwide ウェブサイト <http://www.islamicpopulation.com>



- Takaful Actuary.com ウェブサイト <http://www.takaful.info>
- Takaful International ウェブサイト <http://www.takafulweb.com>
- Takaful Malaysia ウェブサイト <http://www.takaful-malaysia.com>
- The Institute of Islamic Banking and Insurance ウェブサイト <http://www.islamic-banking.com>
- Witness-Pioneer, A virtual Islamic Organization ウェブサイト <http://www.witness-pioneer.org>